

信用事業強化計画の履行状況報告書

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編
及び強化に関する法律附則第 8 条第 1 項)

平成 28 年 6 月

宮城県漁業協同組合

目 次

1. 平成 28 年3月期決算の概要

(1) 経営環境	1
(2) 決算の概要	1
(3) 自己資本比率の状況	3

2. 水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 水産業者に対する信用供与の円滑化のための方策	3
(2) 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の水産業者需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策	7
(3) 被災者への信用供与の状況	8
(4) 東日本大震災の被災者への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策	10
(5) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策	19

3. 剰余金の処分の方針

22

4. 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保の方策

(1) 経営管理体制	22
(2) 業務執行に対する監査または監督の体制	23
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針	23

1. 平成 28 年3月期決算の概要

(1) 経営環境

東日本大震災から 5 年あまりが経過し、宮城県の震災復興計画は「復旧期」（平成 23～25 年度）から「再生期」（平成 26～29 年度）に移行し 2 年が経過しました。ここにきて公共施設や生活インフラの再建が進み、まさに復興に向けた再生の取り組みが加速しつつあります。被害が甚大だった沿岸部においても、移転用の宅地造成が完了し、入居が開始された集団移転先においては「街びらき」が行われるなど、復旧・復興に向けた動きが広がりつつあります。

一方、県内の漁業においては、各種補助金や制度資金の活用等により漁船は震災前の 9 割を超える水準まで復旧しましたが、漁港や生産施設等の復旧は未だ途上にあるほか、低気圧の来襲による一部養殖魚種での生産物への被害や東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水流出に伴う風評被害の継続、さらには国外における禁輸措置の継続など、組合員を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況下、当組合は、主に水産業を営む漁業者を中心とした地域の皆様が組合員・利用者となって相互扶助を共通理念として運営する協同組織であること、また地域経済を支える重責を担う地域金融機関であることから、これまで以上に金融仲介機能を發揮し、漁業者を中心とした地域の皆様及び地域への復興支援に取り組んでいく方針としております。

(2) 決算の概要

a 資産・負債の状況

(a) 貸出金残高

貸出金残高（末残）は、平成 27 年 3 月末対比 2,903 百万円減少し、16,855 百万円となりました。

漁船や水産関連施設の整備にかかる事業資金について、漁業の再開に向けて積極的な対応を行ったほか、被災地域の高台移転等の住宅再建の進展にあわせて住宅ローンの説明会を開催するなど住宅資金の取り扱いに積極的に対応し、平成 27 年度中に 54 件、1,124 百万円の融資を行うなどした一方、3 施設保有漁協に対する貸出金の償還が継続して進んだことにより、全体の残高としては引き続き減少することとなりました。

(b) 貯金残高

貯金残高（末残）は、中・南部で好調な水揚げを反映し個人貯金が堅調な推移を見せたことに加え、地方公共団体から既存の公的貯金の満期継続だけでなく新たな貯金受入があるなどしたため、生活再建や漁業再開にかかる資金の引出しによる一部地域での個人貯金の減少を補い、貯金残高の全県での合計は平成 27 年 3 月末対比 1,700 百万円増加し、92,721 百万円となりました。

(主要勘定の推移)

(単位：百万円)

	平成 28 年 3月末実績	前期末対比	平成 27 年	平成 26 年	平成 25 年
			3月末実績	3月末実績	3月末実績
資産	109,881	+1,150	108,731	113,219	111,475
うち預け金	80,440	+3,130	77,310	76,287	77,325
うち貸出金	16,855	▲2,903	19,758	26,002	24,102
農林水産業	11,475	▲2,746	14,221	19,371	18,214
製造業	1,350	▲48	1,398	3,033	2,575
その他	484	+6	478	514	452
地公体・金融 機関貸出	3,546	▲115	3,661	3,084	2,861
うち固定資産	6,812	▲32	6,844	7,635	7,176
負債	98,433	+465	97,968	103,794	102,782
うち貯金	92,721	+1,700	91,021	94,147	93,829
純資産	11,448	+686	10,762	9,425	8,693

b 損益の状況

事業総利益は、主要養殖 5 品目ともにおおむね順調に取扱いが推移したほか、信用事業における貯蓄推進運動の展開、地方公共団体からの公的貯金の受け入れにより資金運用収益が増加するなど堅調に事業が推移し、2,821 百万円という高い実績を継続しました。ただし貸倒引当金の戻入額の縮小等により、前年同期比では 324 百万円の減少となりました。

一方、事業管理費が昨年度と同水準の計上にとどまることにより事業利益は震災以来もっとも好調な収支となった平成 26 年度に次ぐ 557 百万円、当期剰余金は 835 百万円の黒字となりました。

(損益状況の推移)

(単位：百万円)

	平成 28 年 3月末実績	前期末対比	平成 27 年	平成 26 年	平成 25 年
			3月末実績	3月末実績	3月末実績
事業総利益	2,821	▲324	3,145	3,032	2,939
うち信用事業	724	▲410	1,134	1,094	688
うち共済事業	77	+1	76	104	110
うち購買事業	399	▲85	484	519	907
うち販売事業	1,205	+143	1,062	901	853
事業管理費	2,264	+60	2,204	2,520	2,507
うち人件費	1,632	+39	1,593	1,615	1,647
うち施設費	148	+2	146	301	264
うち減価償却費	222	+12	210	270	297
事業利益	557	▲383	940	512	432
事業外収益	266	+70	196	175	162
事業外費用	12	▲3	15	29	35
経常利益	811	▲311	1,122	658	558
特別利益	1,975	+354	1,621	1,896	1,288
うち固定資産取得補助金	1,949	+495	1,454	1,729	1,072
うち災害特別利益	11	▲135	146	131	201
特別損失	1,964	+556	1,408	1,757	1,198
うち固定資産圧縮損	1,944	+551	1,393	1,688	1,072
うち減損損失	3	▲2	5	1	6
うち固定資産関連損失	13	+3	10	61	119
税引前当期利益	821	▲513	1,334	797	649
当期剰余金	835	▲586	1,421	786	638

(3) 自己資本比率の状況

平成 28 年 3 月末時点での自己資本比率は、利益の計上等により自己資本が増加したことから、平成 27 年 3 月末対比で 2.35 ポイント上昇し 28.81%となりました。

平成 24 年 3 月の優先出資 6,680 百万円の発行による資本支援以降、震災からの復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えております。

(自己資本比率の推移)

平成 28 年 3 月末*	平成 27 年 3 月末*	平成 26 年 3 月末*	平成 25 年 3 月末
28.81%	26.46%	22.76%	20.92%

* バーゼル III 国内基準を適用。

2. 水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 水産業者に対する信用供与の円滑化の方策

a 水産業者に対する信用供与の実施体制の整備及び強化の方策

東日本大震災以降、組合員・利用者が甚大な被害を受けている状況を踏まえ、既往貸出金の返済猶予や条件変更にかかる相談への対応等を進めるとともに、事業再開・継続に向けた資金需要への対応等に積極的に取り組んでいくため、次のとおり体制整備等を含めた取り組みを行っております。

(a) 復興対策室による復興支援の取り組み

地域漁業の早期復興、組合員の早期漁業再開等に向けた企画立案及び実践部門として平成 23 年 5 月に設置した復興対策室では、組合員の漁業再開に向けた共同化の推進や、国・宮城県・市町の補助事業活用等、組合員向けの公的支援活用サポートにかかる企画立案、3 施設保有漁業協同組合¹に対する実務的な支援を行っております。また、漁業の復興にかかる漁船・施設等の需要増大に対応するため総合支所(平成 28 年 4 月からは後述する地域センター)にも担当者を配置し、平成 28 年 3 月末現在、21 名の体制で補助事業の最大限の活用を支援しております。

(b) 信用事業実施体制の整備について

当組合では、平成 25 年 4 月の事業本部制への移行（後述）と併せ、効率的な信用店舗体制を構築するために店舗機能の見直しを行い、為替店舗を本所

¹ 【施設保有漁業協同組合】

震災の被害により漁船・施設を失った漁業者が早期に漁業を再開することを目的として地域漁業者が設立した、共同利用漁船・施設の保有・貸与を事業内容とする漁協です（宮城県北部施設保有漁業協同組合、宮城県中部施設保有漁業協同組合、宮城県南部施設保有漁業協同組合の 3 組合）。

及び北・中・南部の各総合支所に集約化するとともに、顧客利便性の維持・補完のため、特定の曜日に営業する店舗の導入や移動店舗車²による仮設住宅等への巡回営業のほか、ATMの増設等を進めています。平成28年3月末現在、為替店舗4店舗、特定の曜日に営業する店舗16店舗の計20店舗、移動店舗車1台、ATM13台にて信用事業を実施しております。

(c) 漁業金融相談員の配置による融資相談態勢の強化

当組合では、震災以降、組合員・利用者からの様々な相談を受け付けており、その件数は平成28年3月末までに3,037件となっております。そのうち、融資相談（既往借入金の返済猶予、既往借入金の条件変更、新規融資の申込み）が2,288件と太宗を占めている実態を踏まえ、組合員等からの経営相談や資金サポートにかかるニーズに応えるべく各地区に配置されている漁業金融相談員5名が中心となり、借入申込時より事業計画・償還計画等の相談を実施するなど、ニーズに即した相談機能を提供しております。

今後も、復旧・復興の進捗にあわせて、地域のコンサルティング機能の中核として、漁業金融相談員を中心に組合員等からの要望をきめ細かく把握し、ニーズに即した対応が行えるよう、より一層、相談機能の強化に取り組んでまいります。

(相談内容一覧表)

相談内容	受付件数				うち 対応済
	震災 ～ 27/3	27/4 ～ 28/3	28/4 ～ 28/5	累計	
既往借入金の返済猶予	354	0	0	354	354
既往借入金の条件変更	103	1	0	104	104
新規融資の申込み	1,609	221	27	1,857	1,846
相続手続	742	7	0	749	749
合 計	2,808	229	27	3,064	3,053

(d) 事業本部制による復興支援体制の強化

当組合では、これまでの支所を中心とした分散型の事業運営体制を見直し、平成25年4月に経済事業・信用共済・指導総務の各事業本部に機能を集約する事業本部制に移行しております。

事業本部制とは、県内単一の漁協として高い生産性のもとに県下全体での一体的事業運営を行うべく、それぞれの事業部門に人員を集中させ、総合支所へは専門性を高めた人材を配置することでスタッフ機能の強化を図ることを念頭に置いたものです。とくに業務内容において一定の専門的な知識を要する信用共済事業本部においては、限られた人材を総合支所に集中的に配置

² 【移動店舗車】

あらかじめ周知した日時・場所において貯金の受払いや通帳記帳等の業務を行う車両です。専用の車両「マリン号」を用い、仮設住宅等への巡回営業を行っています。

することによって、当初の目的通り組合員・利用者のニーズに対して迅速かつ的確に対応する体制を構築することができました。一方で経済事業本部においては、生産が地理的には分散しつつも時期的には集中してしまうという水産業特有の特性から、総合支所への人員集中配置は必ずしも完了しておりませんでした。

この部分の課題に対し、事業本部制導入3年目の1年間を通じて当組合管内の漁業生産に適した事業本部制のあり方を改めて模索し、平成28年4月より以下2点の機構改革を実施することといたしました。

一つ目として、高い生産性とノウハウを持ち創意工夫しながら責任を持った事業運営を展開する各浜（各支所）を、信用事業本部、経済事業本部および指導総務本部の各事業本部が的確にサポートし、事業本部制による事業運営をより徹底する観点から、総合支所の役割および位置付けを見直すこととしました。具体的には、総合支所を機能別に①金融センター、②共販センター、③地域センターに分割し、各事業本部の指揮命令系統のもとに再編いたします（これを以下、「センター化」とします）。

二つ目として、センター化後の事業本部制における、事業本部から浜への責任あるサポート体制の前提となる、浜・事業本部間の双方向の情報連携をより強化するため、その専担部署として「支所統括室」を設置することとなりました。支所統括室は支所の収益状況を統括し、支所の運営状況や要望・課題等の情報収集・整理と各事業本部との橋渡しを行うこととし、8名（うち5名は既設の経営統括室と兼務）の職員が配置され、このうち専担者3名が北・中・南の各地域センターに1名ずつ駐在し、日々管内支所の情報収集等の業務に当たります。

上記センター化と支所統括室の設置による機構改革とその体制下での取り組みを通じて、復興支援体制をより強化して参ります。

(e) 事業間連携の強化

当組合では、漁業協同組合金融機関の特性を生かし、信用共済部門と経済事業部門との連携による信用事業債権と経済事業債権の一体的な管理を行うため、「債権管理事務手続」（平成25年10月制定）に基づき、重点的な支援等が必要な債務者等を対象に、面談等を通じ経営状況を把握のうえ、経営・生活再建支援に取り組んでおります。具体的には、重点的な支援が必要とされる135先、与信残高約53億円（平成27年3月末時点）について、経営状況等に応じて、漁業再開・継続や生活再建に資する融資商品の紹介や二重債務にかかる関係機関の活用等を提案しました。

債務者ごとの状況や対処方針に基づく管理状況等については、平成26年3月より理事会において定期的に報告を行っております。

本件については、関係部・支所がこれまで以上に一体となって実施することで債務者ごとの債権管理を高度化すべく、平成28年度からの運用開始を目指して「債権管理事務手続」の見直しをすすめてまいりました。その結果、平成28年4月より、要管理債務者およびその管理ランクの決定に関する専決権

限を、従来の指導総務部門担当理事から、信用共済事業や経済事業を含めた全部門を統括する専務理事に変更することにより、よりいっそう牽制力を高めるとともに、要管理債務者の管理にかかる手順および作業時期等を明確化することで、より債権管理の実効性を高めることとなりました。

(f) 新人事制度の導入

当組合では、信用事業強化計画に掲げた取組みを着実に実践していくこと等を目的として、平成 26 年 4 月より新たな人事制度を導入いたしました。新人事制度は、職員の階層に応じて目標の達成度や遂行度を適正に評価する人事考課制度の開始や研修の充実を図ること等を内容とするもので、平成 26 年度上期においては、新制度にかかる職員への説明・周知や運用定着化のために考課者に対する研修等を実施しました。平成 26 年度の第 4・四半期からは目標管理の進め方などについて考課者に対する研修等を実施するとともに、関係規程等を整備し、給与等への反映も開始しております。また、平成 27 年度からは取組開始後の人事考課の結果を踏まえて、改めて評価者としての留意点を周知するなど、新制度の理解深化のための取り組みを継続しております。また、平成 27 年度の第 3・四半期には職員自身による「自己申告シート」作成によるキャリアプランに対する意識づけを行っております。

これらの取り組みを通じ、組合員・利用者の復興支援や当組合の経営改善にかかる取組態勢をいっそう強化してまいります。

b 水産業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

(a) 現地検討会での進捗管理

当組合は、事業本部制による支所・総合支所・本所の一体的業務運営ならびに P D C A サイクル（事業活動の管理にあたって、計画・実行・確認・処置の 4 段階の取り組みを繰り返し行うことによって、継続的にプロセスを改善していく手法。以下、 P D C A という。）の実践を目的として、管内 3 地区別に、地区内の支所長と本所各事業部門が参集する「現地検討会」を平成 25 年 6 月以降、毎月開催してきました。平成 27 年度からは 3 年目に際し、この目的を完遂するため、一体的業務運営の観点からは、管内の情報交換に加えて、理事会・経営管理委員会や本所からの事業運営にかかる認識共有に注力することとしたほか、 P D C A の実践・浸透の観点からは、具体的数値目標により各支所の進捗管理を行うべく、一定の計数項目に沿って検討を行っております。さらに平成 28 年 4 月からは前述のセンター化を踏まえ、支所統括室の現地駐在の進行の下で、各センター長がそれぞれ所管の事業について管内の実績管理を行うとともに、各地区担当理事ならびに経済事業本部・信用共済本部は毎回出席の上、上記検討に参画することとしております。これらを通じて、組合員等の復興支援や経営サポートに取り組んでおります。

(b) 実務者会議での進捗管理

当組合は、信用事業強化計画および経営改善計画の月次の進捗管理を行い、計画達成に向けて必要な検討を行うために、経営統括室を責任部署として、全ての理事及び部室長による「実務者会議」を平成24年4月以降、毎月開催してきました。実務者会議では、信用事業強化計画の進捗状況の検証を、組合員・利用者への信用供与や復興支援等に関して計数面で厳格に行ってきました。この取組4年目に際し、平成27年度からは計数面での管理に加えて、各部門における業務の定性的目標項目についてP D C Aを実践することとしました。さらに平成28年4月からは、信用事業強化計画および経営改善計画で定める重点取組事項の達成に向けた行動計画に基づく項目に絞ったP D C Aを実践することによりいっそう着実に計画を実行し、組合員・利用者の復興支援に取り組むこととしております。

(c) 理事会での進捗管理

当組合は、平成24年4月から理事会において、実務者会議での検証結果を報告し、信用事業強化計画の進捗状況の管理及び信用供与の対応が適切に行われていることの確認を行っております。信用供与の対応状況等に課題が生じた場合には、問題点の洗い出し、改善策の検討等を行い、以降の推進策等に反映してまいります。

(d) 経営管理委員会での進捗管理

当組合は、平成24年4月から、信用事業強化計画の進捗管理について、原則毎月開催される経営管理委員会において理事から報告を行っており、組合員・利用者への信用供与や復興支援等が適切に行われていることを確認しております。

当組合の基本的な業務方針を検討するにあたっては、今後も信用事業強化計画の進捗状況等を十分に勘案のうえ対応し、適時適切に必要な見直し等を実施してまいります。

(2) 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の水産業者需要に対応した信用供与の条件または方法の充実の方策

当組合では、平成23年6月から取扱開始となった実質無利子・無担保・無保証人で対応可能な資金等を積極的に活用しながら、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資に取り組んでおり、平成27年10月から平成28年3月末までに事業資金について計68件、862百万円を実行いたしました。

生活資金では、組合員・利用者の早期の生活再建・安定化に向けて、住宅ローンをはじめとして資金ニーズにかかる相談に応じつつ、平成27年10月から平成28年3月末までに45件、845百万円を実行しております。

また、融資担当者の育成を図るため、外部の組織が実施する融資業務に関連する

集合研修や通信研修等も積極的に活用し、職員の人材育成に継続的に取り組んでおります。

<担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績> (単位:件, 百万円)

資金名	震災～H27/3		H27/4～28/3		H28/4～5		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業資金	1,369	22,102	81	979	0	0	1,450	23,081
うち漁業近代化資金(制度資金)	338	12,661	42	827	0	0	380	13,488
うち東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金(当組合独自資金)	51	1,144	7	45	0	0	58	1,189
うち農林漁業セーフティネット資金	884	7,534	2	10	0	0	886	7,544
うち漁業経営維持安定資金	38	601	0	0	0	0	38	601
生活資金	156	1,640	67	1,133	6	90	229	2,863
うち住宅ローン(災害復興住宅融資等)	100	1,601	54	1,124	6	90	160	2,815
うち教育ローン(公庫資金)	4	6	0	0	0	0	4	6
合 計	1,525	23,742	148	2,112	6	90	1,679	25,944

<集合研修受講実績>

研修名	参加者数
金融法務基本研修	2名

(3) 被災者への信用供与の状況

a 被災者に対する条件変更等の対応状況

当組合では、震災発生以降、平成 23 年 12 月末までの間に 354 件、3,994 百万円について暫定的に約定返済の停止を行う返済猶予を受け付け、組合員・利用者の状況等に応じて期限延長や金利条件変更等の償還条件の緩和を実施してまいりました。平成 28 年 3 月末現在、上記の返済猶予は 1 件、7 百万円となっております。

当組合では、一時的に収益が悪化している組合員・利用者に対しては、貸出条件変更（条件緩和）へ取り組むこととしておりますが、平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月末までの間については、対応先はありませんでした。

<条件変更契約を締結した貸付債権の数及び当該債務者向け債権額>

(単位:件, 百万円)

	震災～27/3		H27/4～28/3		H28/4～5		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業資金	66	2,369	1	56	0	0	67	2,425
うち運転資金	40	1,953	1	56	0	0	41	2,009
うち設備資金	26	416	0	0	0	0	26	416
生活資金	19	218	0	0	0	0	19	218
うち住宅ローン	19	218	0	0	0	0	19	218
その他	2	2	0	0	0	0	2	2
合 計	87	2,589	1	56	0	0	88	2,645

b 被災者に対する新規融資の実績

当組合では、組合員・利用者の事業再開や生活基盤の維持・安定化に必要となる資金について、想定されるニーズへ適時適切に相談を受け付けるとともに、これらに対応するための資金メニューを用意し、積極的に融資を行って参りました。

事業資金については、事業再開や漁船等の設備取得を希望する組合員等に対し、漁業近代化資金や農林漁業セーフティネット資金等を提案しております。

漁業近代化資金は、施設保有漁協向けの融資を含め、平成27年10月から平成28年3月末の間に計35件、736百万円を対応いたしました。

また、当組合の独自資金である東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金の活用も積極的に提案し、同期間ににおいて計4件、31百万円を対応する等、組合員等の早期漁業再開や経営安定化に向けて、円滑な対応を進めております。

生活資金についても、住宅ローンをはじめとして積極的な提案を行っております。漁業再開の進展に伴い、住宅ローンの取り扱いも増加傾向にあり、当組合独自資金であるJF住宅ローン及び住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の合計で、同期間ににおいて計39件、842百万円を対応する等、組合員等の生活再建に向けても積極的な支援を行っております。

[宮城県漁業信用基金協会と連携した緊急保証対策の活用]

宮城県漁業信用基金協会と連携し、「東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金」等の緊急保証対策を活用し、組合員等の設備資金や中長期運転資金を積極的に対応しております。

[国・宮城県の利子補給等による無利子の漁業近代化資金の活用]

組合員が「共同利用漁船等復旧支援対策事業」等の国の補助事業を活用して調達する漁船や漁具等の融資について、積極的に対応を進めております。

[その他の制度融資等の活用]

組合員・利用者の状況等に応じて、日本政策金融公庫の「農林漁業セーフティネット資金」や各種制度資金の積極的な活用に向けて提案を行っております。

＜東日本大震災に伴う復興関連商品＞※1

(単位：件、百万円)

商品名	開始時期	実行実績※2		商品内容			
		件数	金額	期間	金利	担保	保証※3
漁業近代化資金	H23/6	380	13,488	23年	0.0%	無担保	機関保証
東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金	H23/6	58	1,189	23年	1.55%	無担保	機関保証
農林漁業セーフティネット資金	H23/6	886	7,544	13年	0.0%	無担保	無保証
漁業経営維持安定資金	H23/11	38	601	18年	0.0%	無担保	機関保証

※1 各種資金の代表的な指標を記載したものであり、資金使途や借入申込者の経営状況等による内容変更あり。

※2 震災以降、平成28年3月末までの累計。

※3 機関保証は宮城県漁業信用基金協会保証。

<新規融資実績>

(単位:件、百万円)

	震災～H27/3		H27/4～H28/3		H28/4～H28/5		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業資金	1,369	22,102	81	979	0	0	1,450	23,081
うち漁業近代化資金	338	12,661	42	827	0	0	380	13,488
うち東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金	51	1,144	7	45	0	0	58	1,189
うち農林漁業セーフティネット資金	884	7,534	2	10	0	0	886	7,544
うち漁業経営維持安定資金	38	601	0	0	0	0	38	601
生活資金	156	1,640	67	1,133	6	90	229	2,863
うち住宅ローン	100	1,601	54	1,124	6	90	160	2,815
うちライフスポットローン	36	24	6	5	0	0	42	29
うち教育ローン	4	6	0	0	0	0	4	6
合 計	1,525	23,742	148	2,112	6	90	1,679	25,944

※ 事業資金・生活資金ともに、上記以外にマリンスポットローンや漁協ローンを含む。

(4) 東日本大震災の被災者への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策

a 復興基本方針等に基づく復興対策室の取組強化

当組合では、震災直後の平成23年3月14日に、当組合内に「東日本大震災被害対策本部・支所」を設置したほか、震災復興にかかる基本方針を示した「JFみやぎ漁業復興基本方針」(平成23年4月27日制定、同年7月21日に追加制定)の下、国・宮城県等の補助事業を活用した組合員の早期再建や資金対応、事業運営体制の見直し等を通じた当組合の再建に取り組むこと等を方針として明確にしております。

以上の方針に沿って地域漁業の早期復興、組合員の早期漁業再開に向けた企画立案及び実践を専門に行う部門として平成23年5月11日に設置した復興対策室では、補助事業の活用による漁業再開支援や北部・中部・南部各地区の各施設保有漁業協同組合の運営支援に取り組んでおります。

b 被災地域の復興支援にかかる取り組み

(a) 漁業の早期復興に向けた取り組み

ア 漁業再開・継続に向けた相談への対応

当組合では、組合員の漁業再開状況や資金対応等の各種ニーズを把握し、事業面での支援に取り組むことを目的に、組合員全員を対象にした面談調査をこれまで計6回実施しております。

面談調査を通じて組合員のニーズ把握と支援に努め、主要養殖5品目(のり、わかめ、かき、ほたて、銀ザケ)の生産者数は、平成28年3月末時点において、およそ80%まで復旧しております。

今後は、漁業の継続意思はあるもののさまざまな理由により再開に至ることのできない組合員への支援を引き続き行うとともに、一方で県内の漁業生産の回復が頭打ちとなりつつある状況を見据え、こうした環境下において必要な組合員の操業に対する支援策を検討してまいります。

<主要養殖 5 品目の生産者数>

単位:人

	のり	わかめ	かき	ほたて	銀ざけ	計
平成 21 年度末	200	720	862	524	75	2,381
平成 23 年度末	60	964	206	268	57	1,555
平成 24 年度末	128	959	443	251	57	1,838
平成 25 年度末	134	935	583	359	57	2,068
平成 26 年度末	130	921	459	336	56	1,902
平成 27 年度末	131	912	434	343	56	1,876
復旧率	65.5%	126.7%	50.3%	65.5%	74.7%	78.8%

(注) 組合員が複数の品目を生産している場合は、それぞれの品目に計上。

イ 漁業再開に向けた枠組み整備・公的支援活用サポート

当組合では、組合員のニーズを把握したうえで、組合員が早期に漁業を再開できるよう、国が措置した各種の漁業復興に向けた支援策を最大限活用することとし、水産庁の「水産復興マスターplan」における「漁船・漁具等の生産基盤の共同化・集約化を推進する」との基本方針に沿い、組合員による漁業の共同化を推進しております。

具体的には、組合員が国の「共同利用漁船等復旧支援対策事業」等を活用するにあたり、共同利用事業の実施主体として組合員のグループが平成 23 年 12 月に設立した 3 施設保有漁業協同組合に対して、当該補助事業の活用や運営事務（経理、総務、資産管理等）の受託、適切な信用供与に基づく融資等を通じた支援を実施しております。その結果、平成 28 年 3 月末現在で 3 施設保有漁業協同組合へ組合員 3,503 名が加入し、これまでに登録等が完了した漁船等の件数は 5,158 件となっております。

<各施設保有漁業協同組合の状況> (平成 28 年 3 月末現在)

名 称	完了件数
北部施設保有漁業協同組合	2,475 件
中部施設保有漁業協同組合	2,166 件
南部施設保有漁業協同組合	517 件
合 計	5,158 件

また、漁業の早期再開と経営安定化に資する取り組みとして、漁業再開に当面必要な経費（施設等借上費、養殖作業費、資材費等）について国から助成が受けられる「がんばる漁業復興支援事業」、「がんばる養殖復興支援事業」制度の活用に向けて、組合員の状況に応じた活用の推進・提案や円滑な実施のため N P O 法人水産業・漁村活性化推進機構等との連携を強

化して取り組みました。当組合が実施主体となり、積極的に推進を行った結果、平成 28 年 3 月末現在、関係機関等から計画承認を受けた 11 部会 60 経営体が同事業を活用し、漁業再開を果たしております。

＜がんばる養殖復興支援事業における参加部会・経営体数＞

(平成 28 年 3 月末現在)

名 称	のり※	わかめ	かき	ほたて	ほや	銀ざけ※	その他	合 計
部会数	0	0	2	0	2	6	1	11
経営体数	0	0	9	0	13	35	3	60

※ のりは 27 年 5 月に期間満了により事業が終了。また、銀ざけは再新規で 26 年 11 月より実施しております。

(b) その他被災地域の復興に資する取り組み

ア 東京電力への損害賠償請求等への取り組み

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う水産物の出荷制限や風評被害等がもたらす価格下落は、組合員の漁業再開や経営再建さらには地域漁業の復興に向けて大きな障害となっています。

東京電力との損害賠償の請求にかかる交渉については、当組合内に平成 24 年 7 月に設置した「宮城県漁業協同組合・東京電力福島原発事故被害対策本部」が窓口となり、組合員から委任を受け、賠償請求を継続的に実施しております。

さらには、出荷制限や風評被害の継続が被災地域の漁業復興を阻害しかねない状況となっていることから、宮城県や関係機関と連携し、汚染水流出や風評被害、禁輸措置等への対策要請並びに放射性物質にかかる検査の強化等を継続して行っております。

イ 漁場復旧や地域再生に資する取り組み

当組合では、国の「漁場生産力回復支援事業」³を活用して、早期の漁場復旧に向けた取り組みを進めております。

これにより、漁業者グループによる漁場のガレキ等の撤去（一般回収）において、平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月末までの間に 21 トンの撤去を実施しました。

ウ 水産資源の維持・回復、漁場の有効利用に資する取り組み

資源の回復・維持・増大に向け、七ヶ浜振興センターにおいて、平成 27 年 10 月に稚貝放流用のアサリ中間育成稚貝（60 万個）を各浜に配布

3 【漁場生産力回復支援事業】

藻場や磯根資源が喪失したことにより著しく低下した漁場の生産力の回復を図るために漁業者グループが行う漂流物の回収等の取り組みを支援する国の補助事業です。

したほか、平成 28 年 1 月から 3 月にウニの種苗放流（84,800 個）を、11 月にナマコの種苗放流（42,000 個）を行いました。

エ 水産資源の維持回復を通じた漁家経営安定に資する取り組み

資源管理の推進と漁家経営の安定を目的に平成 24 年 1 月から「漁業収入安定対策事業」⁴の活用を通じた計画的資源管理や漁場改善への取り組みを推進し、平成 28 年 3 月末現在、アワビ 10 支所 4,550 名、イサダ 13 支所 123 名、イカナゴ 15 支所 185 名、定置網 19 支所 141 経営体、サンマ 3 支所 3 名、スルメイカ 15 支所 55 名、ヒラメ・マコガレイ 13 支所 177 名、シロザケ 12 支所 158 名、貝桁 2 支所 55 名が計画に参加しています。

オ 組合員の養殖生産物の生産向上や安定生産に資する取り組み

当組合では、水産振興センターを設置し、早期復興のための種苗生産と指導を実施しております。

具体的には県地方振興事務所や水産技術総合センターと連携のうえ、種苗生産や中間育成試験のほか、各浜の養殖研究会等への生産指導を行いました。

カ 燃油・飼料価格高騰対策等を通じた漁家経営安定に資する取り組み

燃油・飼料価格の高騰は、被災からの経営再建を目指す組合員にとって漁業経営への影響が極めて大きいことから、「漁業経営セーフティーネット構築事業」⁵やこれを拡充・強化する形で措置された「漁業用燃油緊急特別対策」⁶、さらには燃油消費量そのものを削減する取り組みに対して支援を受けられる、国の「省燃油活動推進事業」⁷について、関係機関と連携して加入推進を重点的に実施しました。漁業経営セーフティーネット構築事業の契約者数は平成 28 年 3 月末現在で計 185 名となり、うち 130 名が漁業用燃油緊急特別対策並びに省燃油活動推進事業を活用しております。また、「漁業経営体质強化機器設備導入支援事業」を活用し、組合員 103 名の使用漁船に省エネ型推進機関を導入しました。

キ 被災した組合員・利用者への生活再建に資する取り組み

震災直後より、共済業務では全国共済水産業協同組合連合会と連携し

⁴ 【漁業収入安定対策事業】

計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者を対象として、漁業災害補償法に基づき実施する漁業共済や「積立ぶらす」の仕組みを活用し、漁業収入が減少した場合の補填を行い、漁業者の収入の安定等を図る事業です。

⁵ 【漁業経営セーフティーネット構築事業】

漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が高騰したときに補填金を交付し、漁業・養殖業経営の安定化と水産物の安定供給の確保を図る事業です。

⁶ 【漁業用燃油高騰特別対策】

「漁業経営セーフティーネット構築事業」に加え、さらなる高騰時に特別発動ラインを設定し、これを超えた場合に国の拠出割合をより高くする措置であり、平成 27 年度末まで実施されます。

⁷ 【省燃油活動推進事業】

「漁業経営セーフティーネット構築事業」の加入者自らが行う燃油消費量削減のための船底清掃や減速航行等の取り組みに対し、国が当該経費の一部を支援する事業です。

組合員・利用者の被災による死亡・家屋の損壊等の被害状況を把握し、平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までの間に普通厚生共済（チョコ一）974 件、1,591 百万円、生活総合共済（くらし）87 件、117 百万円の共済金の支払対応を行っており、現在も継続的に実施しております。

＜共済金の支払対応実績＞ (単位：件、百万円)

	震災～27/3		27/4～28/3		28/4～5		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
普通厚生共済（チョコ一）	6,887	10,168	1,456	1,699	139	20	8,482	11,887
生活総合共済（くらし）	3,964	7,243	95	119	12	17	4,071	7,379

上記のほか、前記エの推進にあたって、漁業共済組合と連携して資源管理計画や漁場管理計画の策定等にかかる取り組みを実施しております。また、漁船保険組合と連携し、共同利用漁船等復旧支援対策事業等の進捗に併せた漁船保険の加入を推進しております。

c 金融面の対策

当組合では、組合員・利用者からの声に丁寧に耳を傾け、被災状況、事業再開に向けたニーズ等を的確に把握したうえで、次のとおり組合員等の状況に応じた金融面での支援を行っております。

(a) 既往債務の対策

当組合では、東日本大震災の影響を受けた組合員等から受け付けた既存融資にかかる返済猶予や条件変更等への対応に積極的に取り組んでおります。

具体的には、農林漁業セーフティネット資金、漁業経営維持安定資金、東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金等を積極的に活用し、実質無利子、無担保・無保証で対応可能な貸付への既往債務の借り換えを進めております。

二重債務問題への対応についても、㈱東日本大震災事業者再生支援機構、宮城産業復興機構、個人版私的整理ガイドライン等を活用し、組合員等の復興に向け積極的な支援を進めております。

㈱東日本大震災事業者再生支援機構の活用では、震災前債権の買い取りにかかる支援決定を受けた 1 件について、平成 27 年 11 月に買い取りが実行されております。この他にも債務者の状況に応じつなぎ資金の融資等を通じて支援を行っているほか、平成 28 年 3 月末時点において 1 先にかかる債務整理について、同機構と協議を継続しております。

宮城産業復興機構の活用による債務整理では、同様に震災前債権の買い取りにかかる支援決定を受けた 1 件について、平成 27 年 10 月に買い取りが実行されております。また、個人版私的整理ガイドラインの活用では 1 件について、現在関係先との協議を行っております。

また、当組合では、県内において行われる防災集団移転促進事業に関して、自治体による買上げ対象となる宅地等にかかる抵当権の取り扱いについて対応方向を整理しており、買上げ代金が債務に充当される場合には、住宅ローンが全額返済とならない場合等を含めて基本的に抵当権解除に応じる方向であること、その後の債務返済のご相談についても真摯に対応することとしております。

＜二重債務への対応＞

	相談受付件数				うち 対応済
	震災～27/3	27/4～28/3	28/4～28/5	累計	
東日本大震災事業者再生支援機構	11※1	0	0	11	9
宮城産業復興機構	3	0	0	3	3
私的整理ガイドライン	9※2	2	0	11	9
合 計	23	2	0	25	21

※1 相談受付件数には、債務者自身が東日本大震災事業者再生支援機構への相談を取り下げた1案件が含まれている。

※2 相談受付件数には、計画を作成しないため手続終了となった1案件が含まれている。

(b) 新規資金需要への対応

当組合では組合員・利用者の事業の再開・継続に向けて、漁業近代化資金や農林漁業セーフティネット資金のほか、組合員・利用者の状況に応じて東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金や漁業経営維持安定資金等を提案し、これらの積極的な活用に取り組んでおります。

また、漁業の再開・継続にかかる事業資金だけでなく、生活資金への融資ニーズにも対応しており、住宅ローンの融資実績は、平成27年10月から平成28年3月末までの間において、独自資金であるJF住宅ローンは25件、537百万円、住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）の代理貸は14件、305百万円となりました。

(c) 信用事業推進運動の展開

当組合では事業利用を通じて組合員等との関係を強化すべく、信用事業推進態勢を整備しており、引き続き「震災復興応援定期貯金」を推進したほか、女性部との連携による貯蓄推進運動として平成27年4月から平成28年3月までをキャンペーン期間として「JFみやぎ女性部定期貯金」を実施しました。また、平成27年4月からは、新たに当組合で年金を受給されている方を対象とした「JFみやぎ年金定期貯金」、10月からは「ATM金利上乗せ定期貯金」の推進を展開しました。さらに全国の漁協系統金融機関による全国統一キャンペーンに合わせ、11月・12月を特別推進期間として、推進運動を展開し、定期貯金の獲得に重点をあてて取り組みを行いました。

平成28年4月からは、昨年度に引き続き「JFみやぎ女性部定期貯金」「JFみやぎ年金定期貯金」を実施するほか、新たに「ライフジャケット着用宣

言定期貯金」を開始し、また、全国統一キャンペーンに合わせた特別推進期間を5月・6月、11月・12月、3月と増加させて、推進運動を展開することとしております。

このほか、多くの組合員・利用者が仮設住宅等での生活を余儀なくされる中、当組合ATMが周辺に存在しない地域においても利便性を確保できるよう、当組合のATMだけでなく他行等のATMを含めた入出金手数料の実質無料化を図るためのキャッシュバックを継続して実施しております。

d 人材育成と活用

当組合では、組合員・利用者からの相談に的確に応じ様々なニーズに対応するため、貯金・融資等にかかる通信研修の受講を奨励しているほか、階層別・分野別の集合研修の開催、他団体が開催する研修への参画等を通じて、専門的な人材の育成に取り組んでおります。

今後も、継続的な人材育成により、組合員等の復興支援、経営指導等への対応力が一層向上するよう取り組んでまいります。

<受講奨励する通信研修の受講状況>

通信研修	実績	
	受講者数	開始時期
貯金コース	4名	平成24年3月
	3名	平成24年5月
	2名	平成26年7月
信用事業基本コース	8名	平成26年7月
	4名	平成27年6月
年金基礎コース	3名	平成26年7月
	7名	平成27年6月
為替・決済コース	2名	平成24年3月
	2名	平成26年7月
融資コース	4名	平成24年3月
	5名	平成27年6月
ローン基礎コース	1名	平成26年7月
住宅ローンコース	2名	平成26年7月
信用事業管理者コース	4名	平成24年5月

<集合研修の実施・参加状況>

集合研修	参加者数	開催時期
貸出法務基礎研修	30名	平成24年度
	29名	平成26年度
コンプライアンス研修	174名	平成24年度
	96名	平成25年度
	124名	平成26年度
	65名	平成27年度
貯金窓口事例研修(担当者向)	138名	平成24年度
	2名	平成25年度
	60名	平成26年度
ローン推進基礎研修	24名	平成24年度
貸出管理回収事務研修	27名	平成24年度
	1名	平成25年度
貸出事務研修	58名	平成25年度
店周・窓口対応推進研修	1名	平成24年度
	3名	平成25年度
店舗長研修	1名	平成25年度
	1名	平成27年度
決算税務研修	2名	平成25年度
債権管理・回収実践研修	1名	平成25年度
反社マネロン・コンプライアンス研修	2名	平成25年度
年金研修	57名	平成27年度
年金基礎研修	1名	平成28年度
金融法務基本研修	1名	平成27年度
	2名	平成28年度
融資法務基本研修	2名	平成27年度
為替実務研修	2名	平成27年度

【被災者への主な支援事例】

【事例1】ワカメ加工場の再建支援

漁具・漁船、漁港の復旧も一定程度進み、漁業者の生産活動の再開も本格化する中、本県の重要な養殖生産物の一つ、ワカメにおいては、震災からの復旧にあたって、塩蔵処理を済ませたワカメを商品として出荷するために必要な加工作業を行う施設の再建が課題となっていました。

震災前、ワカメは養殖場からの刈り取り後、岸壁で水揚げされると、漁業者はボイルしたあとただちに冷却を済ませてそれぞれの所有する加工作業場へ持ち帰り、塩漬・脱水・芯抜き・選別・箱詰めの各工程を経て、製品として出荷していました。

震災直後、当県をはじめとする三陸地方では、1年未満で出荷サイズまで生育するワカメの養殖から漁業が再開したことは記憶に新しいところかと思いますが、再開初年度は岸壁での作業もままならず、漁業者は従来のような付加価値の高い塩蔵ワカメではなく、生のままの原藻でのワカメ出荷を余儀なくされました。

その後、様々な補助事業によりボイル作業や冷却に必要な設備は復旧したものの、塩漬以降の行程を処理するワカメ加工施設は再建されておらず、漁業者はそれぞれの設置した小規模な仮設施設での作業を強いられておりました。

当組合はこの課題の解決に向けて、施設保有漁業協同組合への加入を通じたワカメ加工施設の共同利用を提案するとともに、この建設にかかる漁業近代化資金や補助金つなぎ資金を融資し、ワカメ加工場の共同利用施設としての再建を支援いたしました（写真掲載施設は平成28年1月7日完成）。

これにより震災前の個々の漁業者の所有する加工作業場が、常設の共同加工場による加工・出荷作業という形で復旧し、震災前以上に安全安心な塩蔵ワカメを出荷することができるようになりました。

ワカメ加工施設への融資状況

(平成28年3月末現在)

(単位：百万円)

	漁業近代化資金	補助金つなぎ資金
融資金額	4.5	24.4



ワカメ加工施設(外観)



(参考写真)ワカメ塩漬け工程

【事例2】カキ販売促進の取組み

当組合の主力品目の一であるカキの養殖は、東日本大震災により大半の生産施設が壊滅しました。組合員は補助事業の活用等により生産を再開したものの、生産が途絶えている間に失った販路の回復が急務となっております。当組合では、キリングループ・日本財団・宮城県などの協力により、昨年度に引き続き東京・大手町に設置された期間限定のカキ小屋「宮城牡蠣の家」を宮城県産カキの発信拠点として、首都圏の消費者に向けた直接のPRや、飲食店関係者に向けて宮城県産カキの魅力のアピールをしました。また、県内生産者による消費地の飲食店視察を行うなど、消費者向け・生産者向け両面での活動を展開しました。

「宮城牡蠣の家」でのPRは、消費者向けの各種イベントにとどまらず、飲食店関係者を対象に「かきセミナー」を行ったほか、「産地視察ツアー」（参加者：35名）を開催し、飲食店関係者を当県沿岸のカキ養殖場の見学会や生産者との交流会に招くなど、営業活動を精力的に実施しました。

また、今年は県内の生産者を対象とした「消費地視察セミナー」を開催しました。ブランド化したカキ「長面浦かき」『鮮かき「鳴瀬』」「唐桑もまれ牡蠣」「万石浦かき」「水魂(荻浜)」の供給先でもある「宮城牡蠣の家」をはじめ首都圏の飲食店などを見学し、消費地のニーズを踏まえたブランドの確立につなげるべく、生産者を支援しました（5回実施；通算14名参加）。



消費地視察セミナー



産地視察ツアー

(5) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

次に掲げる地域経済の活性化に資する方策の実践に努めつつ、組合員・利用者からのニーズを的確に把握し、信用供与の円滑化を図っております。

a 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化の方策

当組合では、東日本大震災による被害を乗り越え、地域漁業の活性化を図っていくためには、漁業就業者の育成及びその定着支援が従前以上に必要との認識から、指導総務部門、経済事業部門、信用共済部門が連携し、事業承継や新規就業に向けた相談体制の整備等の取り組みを行っております。

具体的には、地域・組合員等の個別事情や復興状況を勘案しつつ、次のとおり

支援しております。

(a) 新規就業に対する支援

ア 新規就業促進のための取り組み

漁業の担い手の漁業開始や再開までの新たな技術習得や漁家子弟の漁業技術の習得に対する支援のため、平成24年2月から平成27年3月までの間、コーディネーター1名を配置し、着実に推進して参りました。

また、新規漁業就業者受入促進のため、「漁業就業支援フェア2015」(平成27年12月、平成28年3月いずれも東京会場)に出展し、フェア参加者と漁業者との面接を通じ、1名について研修生として受け入れを行いました。

イ 就業準備段階での支援内容

新規就業者などが多額の初期投資を負担することなく、自立可能な漁業・養殖業技術を身につけられるよう、当組合は漁業生産組合や漁業者グループ等への加入を推進し、情報交換や技術指導等が可能となるような機会の提供に取り組んでおります。

その他、国で措置された「漁業復興担い手確保支援事業」等、行政の支援を活用し、平成28年3月末までに373名が研修生として漁業技術を学んでいます。

ウ 就業段階での支援内容

初期投資にかかる設備資金や、漁業継続に必要な資金ニーズ等が発生した場合には、各種制度資金などの紹介に取り組んでおります。また、就業後の営漁にかかる相談や、経営に関する相談にも、指導総務部門と連携して継続的に適切な対応を行っております。

(b) 宮城県水産物のブランド回復等に向けた取り組み

宮城県産水産物の出荷量が徐々に回復する中、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害対策等の対応が急務となっております。

そのため当組合では、全国団体等の関係機関と連携し、汚染水の流出にかかる東京電力への抗議や、風評被害・禁輸措置等への対策にかかる行政への要請活動を行ったほか、県産ブランドの要である安心・安全な水産物の提供を担保するための取り組みとして、放射性物質にかかる検査体制の充実を図ることに加えて、各種の販売促進を継続して実施しました。検査については、平成27年10月から平成28年3月末までの間に主要養殖品目を中心に、計579回の検査を実施し、当組合のホームページに逐次その結果を公表しているほか、販売促進を目的としたイベント（無料試食提供や店頭でのPR等）は平成27年10月から平成28年3月末までに計21回開催いたしました。

このほか、新たな流通チャネルの構築に向けた取り組みとして、カキにおける共販外流通チャネルの開拓のため、飲料メーカーや公益財団法人、県などによる支援・協力の下、東京都内の牡蠣小屋等へブランド化した「長面浦かき」「鮮かき「鳴瀬」「唐桑もまれ牡蠣」「万石浦かき」「水魂(荻浜)」の供

給を行いました。また、さらなる販売事業強化策の検討・実施に向け、4月から新たにコンサルタントを招聘し、県産水産物のブランド力の向上に資する方策の検討等を引き続き実施しました。とくにカキ、ギンザケ、ホヤの3種を詳細な検討の対象として、漁協内に設置したプロジェクトチームにて、消費者や流通サイドを対象としたアンケート調査やインタビュー調査などによる市場分析結果から明らかになった、漁協として取り組むべき課題に対応するマーケティング戦略を検討し、平成27年度下半期以降は、上記3魚種それぞれのシーズンにあわせ、スケジュール感をもって具体的な実践を行いました。カキについては、10月の初入札以降、毎月第3水曜日の「みやぎ水産の日」や11月23日の「牡蠣の日」をはじめとするシーズン期間中の連続イベントとともに量販店でのセール企画、首都圏でのプロモーション活動を実施しました。ギンザケについては、旬となる季節の重なるホヤと同様に、平成28年度期首ごろから開始するシーズンに照準を合わせて、量販店でのセール実施の企画交渉を進めるとともにパンフレット作成やロゴの制定など販売促進のための準備作業を実施しました。

b 経営に関する相談その他の利用者に対する支援にかかる機能の強化の方策

漁業者等からの経営に関する相談に積極的に応えるため、当組合では前述のとおり組合員全員を対象とした面談調査を実施し、漁業再開や居住の状況について把握しております。

特に漁業継続の意思はあるものの、漁業再開に至っていない組合員に対しては、引き続き各部・総合支所（平成28年4月以降はセンター）・支所等が連携し支援にあたっているほか、必要に応じて組合員への個別訪問、漁業継続のためのコンサルティング等の支援も行っております。

c 早期の事業再開に資する方策

当組合では、多くの組合員が震災被害からの早期の事業再開に取り組んでおります。

こうした状況下、地域漁業全体の復興の枠組みに沿って、当組合と組合員が一体となった復興への取り組みが、地域漁業とともに個別の組合員・利用者に貢献するものと判断し、当組合として地域漁業の復旧・復興に向けた枠組み全体の取り組みを推進するとともに、個別の組合員に対する漁業再開に向けた支援を行っております。

具体的には、個別の組合員・利用者の漁業再開に向けた取組支援として、2(4)b(a)「漁業の早期復興に向けた取り組み」記載のとおり、個別の組合員・利用者に対し、共同利用事業への参画促進や計画の策定、養殖業者に対する公的支援の活用の促進等を行っております。

その中で必要となる資金面のニーズに対しては、個別事情を十分に勘案のうえ、その状況に合わせた適切な対応を実施しております。

d 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化の方策

地域における漁業や地域社会を維持していくうえでは、後継者を確保し、事業を円滑に承継する環境整備が必要あります。

当組合では漁家子弟の漁業就業支援への取り組みとして、組合員による各魚種別部会での生産性の向上や経営の安定化を通じて、後継者が参入しやすい環境整備を図っております。

また、前述の「漁業復興担い手確保支援事業」の行政支援を活用し、漁業の再開が当面見込めない若青年漁業者が、着実に将来の担い手となれるよう、漁業再開までの期間を活用して新たな漁法や技術を習得できる機会の提供にも取り組んでおります。

e 地域や利用者に対する積極的な情報発信

当組合は、経営状況等についてディスクロージャー誌等により適切に開示するとともに、宮城県内の漁業の動向や地域のイベント案内、前述の放射性物質の測定結果等についても、ホームページ等を通じて継続的に情報を発信してまいりました。また、広報「海と共に」(季刊)を発行し、浜の生産状況や活動及び若手漁業者の紹介等、組合の取組について定期的に伝えております。

今後も、組合員・利用者からの信頼を高めるため、漁業をはじめとする地域経済復興への支援策等も含めて、これらの取り組みを継続してまいります。

3. 剰余金の処分の方針

平成28年3月期決算は、漁業再開に伴う水揚げ回復に加え主要魚種が高値で取引されたこと、さらに信用事業における資金運用収益の好調な推移等により、当期剰余金は835百万円を計上することとなりました。法令の規定による配当可能剰余金は震災後、初めて優先出資に対する満額配当額を上回り、優先出資に対する配当を満額実施させていただきました。なお、普通出資については従前どおり無配としております。

今後につきましては、引き続き信用事業強化計画を着実に実践し優先出資の配当を継続すべく努めてまいります。なお、優先出資の配当を行ったうえでなお配当可能剰余金が生じている場合においても、配当にあたっては、今回の東日本大震災からの復旧・復興状況や内部留保の蓄積状況等を踏まえて、適切な配当水準を引き続き検討してまいります。

4. 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保の方策

(1) 経営管理体制

当組合は漁業者により組織する協同組合であり、正組合員の代表者で構成した総代会で選任された経営管理委員で構成する「経営管理委員会」が、業務の基本方針など業務執行に関する重要な事項について、組合の意思を決定いたします。

経営管理委員会が選任した理事で構成する「理事会」は、経営管理委員会の決定の下で、業務執行に関する意思決定を行います。また、総代会で選任された監事が、理事会の決定や理事の業務執行について監査を行っております。

また、信用事業については専任の担当理事を置くとともに、常勤監事（員外監事）を設置し、ガバナンスの強化を図っております。

経営体制・組織体制の再構築については、平成 25 年 4 月に事業本部制へ移行し、専門性を高めた人材を総合支所単位で配置しスタッフ機能を強化するための支所機能の再編、本所による一元的な予算管理体制への移行を行っております。新体制 3 年目である平成 27 年度においては、今後より一層この組織体制を強化すべく、支所運営にかかる本所・総合支所の役割の明確化や、経済事業における事業本部制のあり方の整理など、より経営管理体制を強化するため、今日的な見直しを検討してまいりました。その結果、平成 28 年 4 月から、事業本部制による事業運営をより徹底する観点から総合支所の役割および位置づけを見直し、総合支所の業務を機能別に 3 事業本部の指揮命令系統の下に再編（センター化）したほか、浜を預かる支所と本所・各事業本部間の情報連携をより強固にすべくその専担部署として支所統括室を新設することとしました。

こうした経営管理体制の強化に関しては、信用事業強化計画及び事業・収支等にかかる計画の実施状況の進捗管理とともに、引き続き経営統括室を所管部署として、より一層の取り組みを行っております。

(2) 業務執行に対する監査または監督の体制

当組合では、内部監査部門として他の業務執行部門から独立した「監査室」を設置しております。内部監査は組合の経営全般にわたる管理及び各事業部門の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて、業務運営の適切性の維持・改善に資することをその使命としております。

また、内部監査は組合の本所・総合支所（平成 28 年 4 月からは金融・共販・地域の各センター）・支所の全てを対象とし、被監査部門のリスクの種類・程度に応じた監査の頻度・深度等を決定し、効率的かつ実効性のある内部監査の実現に努めております。

内部監査は毎年度策定する監査計画に基づき実施し、監査結果は理事長及び監事に報告のうえ、理事会及び経営管理委員会に報告しております。監査指摘及び必要とする改善事項は理事長により被監査部門に通知し、改善状況等の回答を受け、定期的に改善取組状況をフォローアップしております。

(3) 与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針

a リスク管理体制

組合員・利用者の皆様に安心して組合をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要との認識の下、有効なリスク管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリ

スクの種類や管理体制の仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。

また、審査体制につきましては、上記の体系に基づき、融資部門、余裕金運用部門から独立した管理部門が二次審査を実施し、与信先の経営状況や資金使途等の把握、余裕金運用管理などにかかる厳密な審査を行い、審査にかかる牽制機能を確保し、資産の健全性の維持・向上に努めております。

b 信用リスク管理

(a) 不良債権抑制に向けた取り組み

当組合は、信用共済部門や経済事業部門などの関係部門が連携して、組合員・利用者への訪問・面談等を徹底し、既往取引先の状況把握に継続的に取り組み、早期の情報収集に取り組んでおります。

また、リスク管理部門（平成28年3月まで指導総務部門。平成28年4月より前出の経営統括室）が当組合全体の信用リスク状況等を適切に把握・分析するとともに、融資担当者が中心となって、取引先の状況等に適した再建支援や不良債権の抑制等に取り組んでおります。

(b) 新規融資時のリスク軽減に向けた取り組み

東日本大震災による被害状況を踏まえ、自然災害による毀損リスクを軽減するため、機関保証付融資を積極的に活用しております。また、組合員・利用者の資金対応ニーズに応えられるよう、経営状況等に応じつつ農林漁業セーフティネット資金や各種制度資金等の提案にも積極的に取り組んでおります。

また、今後も復旧・復興に向けた多岐にわたる資金ニーズが発生することが想定されることから、新規融資時においては、漁業金融相談員が中心となり、組合員・利用者の現状やニーズを的確に把握したうえで、適時の訪問・面談により返済計画の策定サポートを行っております。なお資金対応後の状況把握や計画の進捗状況等のフォローにも取り組んでおります。

(c) 信用リスクの適切な管理

信用共済部門において、月次で東日本大震災の影響を受けた債権の状況を確認し、進捗状況を管理するほか、指導総務部門（平成28年3月まで。平成28年4月より前出の経営統括室）が被災者への信用供与の状況や信用リスクに関して取りまとめ、関係部門と情報共有化を図っていくこととしております。

特に被災者向け債権の管理・回収につきましては、被災者に対する相談機能を適切に発揮し、債務者の状況に応じた適切なサポート策を提供することで、不良債権の抑制・信用リスクの低減等に取り組んでおります。

また、理事会は被災者への信用供与の状況や信用リスクに関する報告を毎月受け、必要な改善策を指示するなど適切にリスクを把握・管理しております。

す。

c 市場リスク管理

当組合は、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用の徹底や、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に基づく運用会議での協議等を通じて、今後も適切なリスク管理に取り組むとともに、市場動向の変化等に応じて管理体制の改善を図るなど、市場リスク管理体制を引き続き徹底しております。

d 流動性リスク管理

当組合は、不祥事発生や風評被害等による貯金流出時の流動性（資金繰り）リスクへの対応策として制定した「不祥事対応マニュアル」、「流動性リスクにかかる管理の手引」等に基づきリスクの低減に取り組むとともに、必要に応じて管理体制の改善を図るなど、リスク管理体制を引き続き徹底しております。

e オペレーションナルリスク・システムリスク管理

当組合では、各種業務規程に基づく事務の遂行や毎年度実施する職員へのコンプライアンス研修を通じて、事務リスクの軽減に努めるとともに、自店監査、内部監査の体制の充実・強化を図り、引き続き事務処理ミス等の早期発見及び事故等の未然防止に努めております。

また、システムリスクについても、漁協系統の集中センターである、(株)全国漁協オンラインセンターと連携のうえ、システムの万一の障害や災害時等の対応も含め、コンピュータ・システムの安定稼動と円滑な運用に努めております。

f 危機管理への対応

当組合の業務遂行上、万一不測の事態をきたした場合に遺漏なく顧客対応を行い、早急に平常業務体制に復帰するために、業務運営上の様々なケースを想定した危機管理計画を策定し、これに基づくリスク管理の徹底を図っております。また火災・震災等の災害時の対応について、「災害時緊急対策マニュアル」に基づく体制を整備しております。

以上